

発議第 2号

漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見
書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政
庁に提出するものとする。

平成26年12月18日 提出

提出者	江差町議会議員	小野寺	真
〃	〃	小林	栄治
〃	〃	折戸	幸博

賛成者	江差町議会議員	小笠原	淳夫
〃	〃	若山	明廣
〃	〃	室井	正行
〃	〃	薄木	晴午
〃	〃	飯田	隆一
〃	〃	萩原	徹
〃	〃	小笠原	満
〃	〃	大門	和子

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、農
林水産大臣

漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書

燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷など、本道の漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。加えて、東日本大震災により我が国漁業は壊滅的な被害を受け、さらには原発事故の風評被害等によって、水産物の消費の減退と魚価の低迷については一層深刻の度を増しています。

燃油は操業において不可欠なエネルギーであります。漁業においてはコストに占める燃油費の割合が極めて大きく、燃油価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫します。漁業者は省エネ操業に取り組むなど日々努力を重ねているものの、事態は我々漁業者の努力の範疇を超えています。

農林漁業の用途に供する軽油については、時限的に免税措置が講じられていますが、燃油価格の上昇を含め、これ以上の負担の増加となることは漁業者を更に廃業へ追い込むこととなります。

このような中、道民に対する水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するため、国におかれましては、下記のとおり燃油税制にかかる措置の堅持を図られますよう、強く要望します。

記

1. 漁業用燃油に係る軽油引取税の免税措置を堅持すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月18日

北海道江差町議会議長 打越 東丞夫